平成２１年（フ）第７２２号
高知市高須３丁目１番51号　ガーデンフラット202号
債務者　吉川　絵美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２４号
高知市長浜147番地４
債務者　浜口　倫通
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７５７号
高知県土佐市高岡町丁1614番地
債務者　井上　真一
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７６４号
高知県香南市野市町西佐古527番地
債務者　喜多　豊春
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５８号
大分県日田市大字十二町560番地19　ＮＴＴ玉川社宅２－１号
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第６１号
大分県日田市大字有田418番地
債務者　松本　久美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第６４号
大分県日田市田島２丁目12番８号日高アパート１号
債務者　樋口　和英
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第１３３号
鹿児島県志布志市志布志町帖7344番地
債務者　久保　清美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8589番地
債務者　矢上　和良
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
鹿児島県肝属郡肝付町南方156番地４
債務者　立石　正隆
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原3440番地１
債務者　福島江智子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
奈良県天理市杉本町179番地８
債務者　竹下　和幸
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５７７号
奈良市鳥見町４丁目４番地の３　富雄団地24―102号
債務者　島内健一郎
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５７８号
奈良市鳥見町４丁目４番地の３　富雄団地24―102号
債務者　島内小百合
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５９９号
奈良市法蓮町1957番地の７
債務者　秋月ひろみ
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３０２号
山口県下関市豊浦町大字吉永1415番地24
債務者　赤江　俊彦
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
富山市呉羽町1818番地34
債務者　鵜島　道子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２４号
熊本市横紺屋町３番地　メゾンソレイユ1007号
債務者　益田　拓也
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部